

## 川崎市市民文化大使設置要綱

(趣旨)

第1条 文化芸術、スポーツ等の分野で活躍している者を川崎市市民文化大使(以下「大使」という。)として選任し、国内外の都市間の文化交流事業、行事等に参加することで、本市の広報、宣伝を図り、もって本市のイメージアップに寄与することを目的とする。

(資格要件)

第2条 大使は、次に掲げる要件を備えている者から選任するものとする。

- (1) 美術、音楽、工芸、映画、演劇、文学、芸能、伝統文化、民俗芸能、スポーツ等の分野において活躍し、その分野に造詣が深い者
- (2) 本市に在住する者、本市に在勤する者又は本市に関係のある者

(任命及び任期)

第3条 大使は、市民又は各局区室長の推薦を受け、川崎市市民文化大使選考委員会の議を経たものの中から市長が任命し、委嘱する。

2 大使の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(川崎市市民文化大使選考委員会)

第4条 前条第1項の川崎市市民文化大使選考委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(職務内容)

第5条 大使の職務は、次に掲げる内容とする。

- (1) 国内外の都市との文化交流又はスポーツ分野等の交流事業において、市長の代理として参加し、川崎市の紹介や広報、宣伝を行うこと。
- (2) 文化講演会等に出席すること。
- (3) 日常の活動において、川崎市の広報、宣伝を行い、川崎市のイメージアップを図ること。

(4) 川崎市の文化芸術、スポーツ等の振興及びイメージアップに関わる提言を行うこと。

(経費の支出)

第6条 大使が前条第1号、第2号及び第4号に規定する職務を行うために、市が大使に出席を依頼する場合に謝礼等を支給することができるとし、別に定める。ただし、大使が、本市以外から謝礼金の支給を受ける場合は適用しない。

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、市民文化局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使に関して必要な事項は、市民文化局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。